（卒業予定者）提出書類一覧

裏面に続く

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **状況** | **摘要** | **提出書類** |
| **ア** | ○学校卒業  ○国家試験合格・資格取得  ○４月から**福島県内の**医療機関等で理学療法士等として従事する場合 | ⇒貸与年数により、一定期間、福島県内で理学療法士等として従事した場合、貸与した修学資金の返還債務を全額免除できます。 | 1. 現況報告書（様式第１０号） 2. 理学療法士等修学資金借用証書（様式第４号）※既に提出済みの場合不要。 3. 理学療法士等修学資金返還猶予申請書（様式第８号） 4. 理学療法士等修学資金貸与修了者調書 5. 卒業証明書または卒業証書の写し 6. 免許証の写し（免許証の交付が間に合わない場合は、登録済証明書の写しでも可） 7. 業務従事届 |
| **イ** | ○学校卒業  ○国家試験合格・資格取得  ○４月から**福島県内の**医療機関等で理学療法士等として従事できないなんらかのやむを得ない事由がある場合（就職活動中など。） | ⇒当該やむを得ない事由が継続している期間のみ、貸与した修学資金の返還を猶予できます。  ⇒なお、やむを得ない事由に該当するかどうかは個別具体的に検討するものとします。  ⇒また、当該期間後、福島県内の医療機関で理学療法士等として従事することを条件とします。 | 1. 現況報告書（様式第１０号） 2. 理学療法士等修学資金借用証書（様式第４号）※既に提出済みの場合不要。 3. 理学療法士等修学資金返還猶予申請書（様式第８号） 4. 理学療法士等修学資金貸与修了者調書 5. 卒業証明書または卒業証書の写し 6. 免許証の写し（免許証の交付が間に合わない場合は、登録済証明書の写しでも可） 7. （必要に応じて）やむを得ない事情を証する書類 |
| **ウ** | ○学校を卒業  ○国家試験合格・資格取得  ○４月から**福島県外の**医療機関等で理学療法士等として従事する場合  ○４月から理学療法士等以外の職業に従事する場合 | ⇒貸与した修学資金を返還していただきます。 | 1. 現況報告書（様式第１０号） 2. 理学療法士等修学資金借用証書（様式第４号）※在学中に貸与を辞退し、現在返還猶予中等の理由で、既に提出済みの場合は、不要。 3. 理学療法士等修学資金貸与修了者調書 4. 理学療法士等修学資金返還明細書（様式第５号） 5. 理学療法士等修学資金繰上返還申出書（希望する場合のみ） 6. 卒業証明書または卒業証書の写し |
| **エ** | ○学校を卒業  ○国家試験が不合格だった場合 | ⇒卒業後、２年以内に理学療法士等とならなかったときは貸与した修学資金は返還となります。 | 1. 現況報告書（様式第１０号） 2. 理学療法士等修学資金借用証書（様式第４号）※既に提出済みの場合不要。 3. 理学療法士等修学資金貸与修了者調書 4. 卒業証明書または卒業証書の写し |
| **オ** | ○在籍する学校を卒業できなった場合  （留年や休学） | ⇒届出の提出が必要です。 | 1. 現況報告書（様式第１０号） 2. 在学証明書など在学を証する書類（※留年の場合） 3. 休学証明書や休学許可証など休学を証する書類（※休学の場合） |
| **カ** | ○学校を退学した場合 | ⇒貸与した修学資金を返還していただきます。 | 1. 現況報告書（様式第１０号） 2. 理学療法士等修学資金借用証書（様式第４号）※既に提出済みの場合不要。 3. 理学療法士等修学資金貸与修了者調書 4. 理学療法士等修学資金返還明細書（様式第５号） 5. 理学療法士等修学資金繰上返還申出書（希望する場合のみ） 6. 退学を証する書類（退学証明書、退学許可証など） |